

原著

人権保育と「同和」保育

曾 和 信 一*

A Consideration about the Human Rights Nursing and Dowa Nursing

Shin-ichi Sowa

20世紀は、『児童の世紀』といわれたように、科学主義に基づく子ども観の世紀であった。それに対して、21世紀の今日、『人権の世紀』として、世界中をあまねく人権文化でおおっていくことを国際的に要請されている。本稿では、人権文化の礎のひとつである人権保育とは何かという主題を中心に据えて、その所論を展開していくことにする。そのテーマと関わって、子どもの最善の利益とは何かについて考察した。そのうえで、反差別と共生の両者の視点に立つ人権保育、グローバルとローカルの揚棄としてのグローカルな人権保育という視点から論じた。それに次いで、その人権保育を先導してきた「同和」保育について考察した。「同和」保育の前提になるものについて明らかにしたうえで、部落解放を担う基礎的資質の形成をめざした部落解放保育の創造に向けての課題を若干提起した。

Key words: 「人権を大切にする心を育てる」保育、子どもの最善の利益、「同和」保育、二十四時間の生活の組織化、部落解放を担う基礎的資質の形成

1.はじめに—『風姿花伝』から

観阿弥の考えを編集し、深化させた子の世阿弥の能芸論書として『風姿花伝』がある。能の風姿を花にたとえ、「その風を得て、心より心に伝はる花なれば、風姿花伝と名附く」とされた『風姿花伝』で、「秘する花を知る事。秘すれば花なり、秘せば花なるべからず」という、人口に膾炙された一節がある。それについて、「秘める花の意味を知ることが大切であり、秘めれば花であり、秘めなければ花ではない」という解釈が通説である。そこでいう「花」について、広辞苑(第五版)では、「世阿弥の能楽論の用語。演技・演奏が観客に感動を呼び起す魅力。」と説明されている。芸を追求するとともに工夫し、磨き感得しようとする精進の心に対し、目に見える働きかけとしての明喻と、心そのものの目に見えない働きとしての隠喻とを同時に「秘すれば花」として表わしている。

その「秘すれば花」という文言とともに、世に広く知れわたっている言葉に「初心を忘るべからず」という一節がある。そこでいう「初心」とは、初めに思い立った心としての「初恋」を意味するもので

はない。そうではなくて、初心者としての「初心」でいうところの世なれない「未熟」を意味したものであろう。世阿弥は、子どもからおとなに至るそれぞれの人生のステージでの自己の「未熟」を認識し、「未熟」を忘ることへの自戒を説いている。

保育・教育の原理と関わって、その「初心を忘るべからず」について考えていくことにしてよう。世阿弥は、『風姿花伝第一 年来稽古條々』において、能の稽古の有りようを、七歳、十二、三より、十七、八より、二十四、五、三十四、五、四十四、五、五十有余の七段階に分けて論じている。その中で、「七歳、十二、三より、十七、八より」の成人になるまでを取りあげてみれば、現代の学校教育でいう初等、中等、高等の各年齢の教育に対応したものであるといえる。

数え年でいう七歳をもって能芸のはじめとするに際して、次のように指摘している。「舞・働きの間、音曲、もしくは怒れる事などにてもあれ、ふとし出ださんかかりを、うちまかせて、心のままにせさすべし。さのみ、よき、あしきとは教ふべからず。餘にいたく諫むれば、童は氣を失ひて、能ものぐさくなり立ちぬれば、やがて能は止まるなり。」と述べている。能の稽古で良し悪しといったことを教えすぎることを戒めるとともに、子どものしたいことを禁

* 四條畷学園短期大学 保育学科

止すれば、嫌気がさし、精進しようとする心が止まってしまうという。

十二、三歳になると、「聲も調子にかかり、能も心づく比なれば、次第々々に、物數をも教ふべし」という。つまり、謡の調子にのってきて、能についてのわきまえができるので、順序正しく曲の数々を教えることを論じている。そしてこの年齢では、稚児としての姿の美しさとともに、声のよさという二つの好条件で、一見すれば華やかにみえる。しかし、「この花は、誠の花には非ず。ただ時分の花なり。」と問題点を示している。言い換えれば、稽古と工夫をつきつめた中で成り立つ散ることのない花ではなくて、年齢によって現われ、その年齢が過ぎれば散っていく花にたとえている。そうであればこそ、稽古と工夫を極めるために、一音一音はつきりするよう謡い、舞の一つひとつの型をきっちりと守ることの大切さを論じている。

十七、八歳にもなると、声変わりをして、第一の花が失せ枯れてしまう。身体は成長し腰高になれば、稚児の頃の姿の美しさも失せてしまい、これまでの演じ方が通用しなくなってしまう。その結果、見物する人々にも風情ありげには映らず、演じ手は自信を失い、へこたれてしまうのである。そこで、「心中には、願力を起して、一期の堺ここなりと、生涯にかけて能を捨てぬより外は、稽古あるべからず。ここにて捨つれば、そのまま能は止まるべし。」と指摘する。つまり、心の中には願を立て、その力によって、一生を分かつ時期がここにかかっていると自覚し、稽古に一所懸命努力することが大切である。その努力を怠れば、そこで止まってしまうという危機に直面するのである。その危機を乗り越えて、二十四、五歳になってはじめて、声も身体も安定し、一生の芸能の決まるはじめとなる。そして、「この比の花こそ初心と申す比なる」と論じる。

滝内大三氏は、教育論の視点から、世阿弥の「初心を忘るべからず」について、次のように重要な指摘を行っている。

世阿弥は、上手になりはじめた頃が最も危険な時期だと見ている。まわりから誉めそやされるままに、「時分の花」を「真実の花」と見誤り、咲き誇った花を枯らせてしまう。その花の種を取り、さらに優れた花を咲かせてこそ『誠の花』となるのであって、それが「初心を忘るべからず」ということの意味である。

このように、世阿弥の発達論には発達段階の不連続性という新しい概念がもりこまれている。そのため誤解もされやすいが、自分の進むべき道が定まり、自信が生まれた時に油断が生じるとい

う指摘は、発達が子どもだけのものではなく、大人にとっても大事なものであることを教えてくれる¹⁾。

今日、洋の東西を問わず、初等教育の就学年齢は満六歳が主流である。それまでは、身体面の発育よりも脳の発育が先行し、それらはアンバランスである。それが六歳頃になるにつれて、そのバランスがとれてくる。見方を変えて言えば、それまでの年齢の時期毎に、周囲のおとなが「待って、ほめて、励ましながら」子ども自らの心身のバランスとリズムがとれてくるように、丹念に関わる子育て（教育・保育）の大切さが問われてくる。そのことについて、人権保育という視点から考察していくことにする。

2. 人権保育とは何か

2-1 「人権を大切にする心を育てる」保育とは

2006（平成18）年度から、文部科学省と厚生労働省は、幼稚園と保育所の制度の一元化の本格的実施をめざして、"総合施設"のモデル事業に具体的に着手した。もっとも、幼保一元化とは、幼稚園と保育所との制度の一元化にとどまるものではなくて、教育・保育内容の一元化、保育者養成の一元化といった課題を含むものである。当然のことながら、その教育・保育内容の一元化についても、幼稚園教育要領と保育所保育指針との摺りあわせが、今後行われていくと予想されよう。

ここでは、人権保育という実践的な保育問題に焦点づけて、その教育・保育内容について考えていくことにする。

「人権」という文言は、1990（平成2）年に改訂された厚生省（現在、厚生労働省）の保育所保育指針にはじめて盛り込まれた。それは保育の目標の中で、「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。」として取りあげられている。しかしながら、その保育指針では「人権を大切にする心」をどのように育てるのかといったことについては、何ら展開されていなかったのである。

それに対して、1989（平成元）年に改訂された文部省（現在、文部科学省）の幼稚園教育要領では、人権に関する記述は皆無であった。文部省において、人権関連の事柄について記述したものは、1987（昭和62）年に作成した『同和教育資料』にある「幼稚園における同和教育に関する配慮事項について」（以下、「配慮事項」と略す）に言及されているだけであ

る。

その「配慮事項」の中で、「幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に基本的人権尊重の精神の芽生えを育むことは、幼児のその後の成長にとって重要であることにかんがみ、幼稚園における同和教育に当たって」、五点にわたる配慮事項を挙げている。その一点目において、差別を生まない人間関係づくりの推進を、二点目では、幼児の生活環境や差別の背景を把握したうえで、差別を生まない子どもの育成への努力について取りあげている。三点目においては、いじめや差別を生まないで、互いの人格を尊重しあえる人間としての自立への努力を、四点目として、差別を生まない人間を育てる観点をふまえた教育課程を編成し、幼児の実態に即した展開の必要性について触れている。五点目としては、教職員が同和問題についての正しい理解と認識を深めるための研鑽の必要性に言及している²⁾。

その後、1998（平成10）年に文部省によって告示された現行の幼稚園教育要領の総則の中の「幼稚園教育の目標」において、「人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようすること。」と謳われている。今回において道徳性について言及しても、人権に関する記述は、前回の幼稚園教育要領と同様に、全く見当たらないのである。

その「配慮事項」と関わって、現行に改訂された保育所保育指針に先立つ2年前の1997（平成9）年に、厚生省児童家庭局保育課は『「人権を大切にする心を育てる」保育についての留意点』（以下、「留意点」と略す）という文書を出している。

その中で、「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うこと」を目標として保育を行うこと、「保育に当たっては、発達の過程や生活環境など子どもの発達の全体的な姿を把握し、一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意して保育を行うこと」、「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うこと」、「すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異なる文化を持った人達と共生できる人間として、自立できるよう保育すること」、「保育所の職員は、あらゆる場を通じて、同和問題、障害者、外国人などの人権問題について正しい理解と認識を深めるなど必要な研鑽に努めること」の五点を挙げている³⁾。

なお、この「留意点」に述べている内容と前述の

文部省の「配慮事項」のそれとは、類似する箇所がかなり多いといえる。双方の文書が出された時期にかんがみて、「配慮事項」を参照にして、その後の人権問題を取り巻く状況も勘案して「留意点」が出されたといえる。ここにおいても、文部省と厚生省の間で、子どもの人権保育にかかる問題の摺りあわせがなされたといえる。

その厚生省の「留意点」を十分にふまえて、1999（平成11）年に厚生省の手によって改訂された保育所保育指針の総則の冒頭では、「保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」ということを明らかにしている。

また、その保育指針の中の「保育の目標」では、前回の保育所保育指針と同じで、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。」と明記している。そして、それらを具体化するための保育の方法として、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。／子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること。／子どもに、身体的苦痛を与える、人格を辱めることなどがないようにすること。」といった文言が新たにつけ加えられて、取りあげられている。そのことによって、前回の保育指針で「人権を大切にする心」をどのように育てるのかということに応えようとしたといえよう。

2-2 「子どもの最善の利益」とは

前述したように、1999（平成11）年に改訂された保育所保育指針の総則において、「保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」と謳われている。そこでいう「乳幼児の最善の利益」、敷衍して言えば、「子どもの最善の利益」とは何かということについて考えていくことにする。

現行の保育所保育指針において「乳幼児の最善の利益」という文言が組み込まれた背景には、1989年の国連第44回総会において、全会一致で採択された子どもの権利条約の影響がきわめて大きいといえよう。そこで、子どもの権利条約に即して、「子どもの

「最善の利益」とは何かという問題について考えていいくこととする。その権利条約の第3条で、「子どもにかかるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と明文化されているように、子どもの権利を積極的に保障するために、「子どもの最善の利益」を考慮することが謳われている。

そこでいう「子どもの最善の利益」について、子どもと関わるときに、「子どものため」になされるすべてのことは、それが子どもにとって一番いいことかどうかを考えて行う必要があるということである。もっとも、おとな、とりわけ親は「子どものため」によかれと思い、ふるまうことが、必ずしも子どもにとっていいこととは限らない場合がある。つまり、おとの視点から、おとの善意に基づく「子どものため」という発想に囚われている限り、子どもの自己選択権と自己決定権が脅かされかねないといった面を絶えず有するのである。

それでは、何が子どもにとって「最善の利益」であるのかということについて、あらかじめ決まったものがあるのではないことは明らかである。また、誰が「子どもの最善の利益」を判断し、決めることができるのだろうかということについても、最終的にはおとなが判断することになる。そして、おとなが関わるその子どもにとって何が最善の利益にあるかを、子どもを含めて話しあい、個別具体的に紡ぎだしていくものではないだろうか。

もっとも、その際に子どもの権利条約で明記している「子どもの意見表明権」が重要な意味をもってくる。「子どもの意見表明権」について、その権利条約の12条で「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と規定している。

これまで子どもはおとなに比して未熟で、物事を判断する能力が劣っているといったことを理由に、周囲のおとながその子どもの意向を無視した取り扱いをすれば、子どもに取り返しのつかない結果をもたらしかねないことがある。「子どもの意見表明権」が定められた背景には、そのような事態に陥らないために、「自由に自己の見解を表明」し、その表明した意見を周囲のおとなが考慮するとともに、事柄の決定に子どもの意見を反映させようということがある。

子どもにとって何が最善の利益になるのかということについて、複数のおとなが子どもの表明する意見に耳を傾け、その意見を最大限に尊重し考慮していくことで、そのことを決定していく必要があるだろう。しかしながら、おとなが子どもの意見表明権を尊重し、「子どもの最善の利益」を判断するといつても、実際の場面では、おとの間でその判断が違ってくる場合も少なからず見られるものである。そこで、子どもの権利を保障する視点から、「子どもの最善の利益」を判断するとともに、調整していく社会的システムを行政が立ちあげていくことも必要になってくるといえる。

他方において、子ども自らが自分の生き方を選び取り、決めていくことに対して、おとの側が本音のところで尊重できるかどうかということも問われてくる。そのところで、おとなはきちんと丁寧に向かい、子どもをおとなと相互に対等な人として見るとともに、子どもをおとなと同じ権利の主体として子ども自らの権利行使することを認めることが大切になってくるのである。

2-3 人権保育とは何か

我が国における人権保育について考えていく際に、「同和⁴⁾」保育が果たしてきた役割はきわめて大きいといえよう。「同和」保育は、部落差別の結果として不安定な就労状況におかれてきた被差別部落の親の仕事保障と、生存すら場合によっては脅かされたその乳幼児の生命を守ることはもとより、成長・発達の保障を求めて出発した。そして、その保育は、部落差別を見抜き、なくしていこうとする基礎的な資質とともに、一人ひとりの子どもの人権の保障に取り組み、解放の資質を培っていこうとするものとして、今日に至るまで実践されている。

部落解放運動の発展と変化において、在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族及びニューカマーに対する民族差別の問題、社会的文化的につくられた性差としてのジェンダーに基づく性差別の問題、属性としての障害に起因する障害者差別の問題など、様々な差別の問題と密接に連関していることに、その解放運動の担い手である当事者は気づかされるのである。「同和」保育においても、被差別部落の親や子どもにあらわれる差別問題に向きあう中で、部落差別を含む様々な差別に反対する反差別の保育に取り組んできた。

そのようにして、反差別の保育としての「同和」保育の取り組みが一層進展してきた。反差別の取り組みは一方において、現実の問題として存在する社

会的差別とその苦しみを強いる非寛容の構造をつくりかえるという消極的なものである。他方では、その構造をどのようなものにつりかえるのかということについて、"自立し共生する"関わりをつくりだしていこうとする能動的なものを志向している。その両者が織りなすところにおいて、保育・教育における共生の実現の可能性を模索してきたのである。

より具体的には、民族差別をなくす資質の形成に取り組むことが多文化共生保育へつながっていくような保育としての民族保育の取り組みがある。ジェンダーに基づく性差別については、その差別問題の解消に向かうとともに、男女共同参画社会の中での男女共生保育の実現に向けての取り組みがある。属性としての障害に起因する障害者差別の問題について、その差別をなくそうとすると同時に、ノーマライゼーションの実現に向けて、障害児共生保育の実践的展開がある。それ以外には、戦争こそが最大の人権侵害であるということで、戦争に反対するとともに、平和の恒久的実現に取り組む平和保育の問題などがある。

その一方、第二次世界戦争⁵⁾後の国際社会において、国連を中心にして国際的人権保障に取り組んでいった。その嚆矢として、国連は1948年に人権の一般的な内容を明示した世界人権宣言を採択し、1966年には法的拘束力をもった条約として、国際人権規約を採択した。また、その間、1959年の国連総会において、「子どもの権利に関する宣言」が採択された。その後、国連人権委員会で法的拘束力をもつ条約化を積極的に進めていき、1989年の国連総会で、子どもの権利条約を採択した。

1995年から2004年まで国連人権教育の十年に取り組み、その行動計画の中で、人権文化を世界中に築こうとした。その取り組みは、2005年1月からはじまった「人権教育のための世界プログラム」へと引き継がれるに至った。その世界プログラムの最初の三年間の取り組みのテーマは初等・中等教育における人権教育の設定であり、子どもの人権の更なる伸張に取り組んでいる。

国連を中心とした一連の国際的人権保障に見られるグローバルな取り組みと、各国の各地域での個別具体的な人権に密接に関わる保育の実践に見られるローカルなそれとの出会うところで、グローカルな人権保育の実践的展開が社会的に要請されてきている。グローカルな人権保育を創造していくためには、一人ひとりの子どもの人権の保障を基底にして、幼稚園や保育所等での「人権を大切にする心を育てる」保育を追求していくことが重要である。そのことはもとより、子どもの保育に携わる保育者が地域に暮らす人々とともに子育て支援とそのあり方を模索し、人権が真に尊重される街づくりを行っていくことである。

2-4 人権保育の構造を考える

人権保育をその構造の面から考えていくことにする。その際に、玉置哲淳の提起する問題から検討していくことにする。玉置は、人権保育を考えるとき、次の四つの立場を明らかにしたうえで、図1に示している人権の保障を基底にして、幼稚園や保育所等

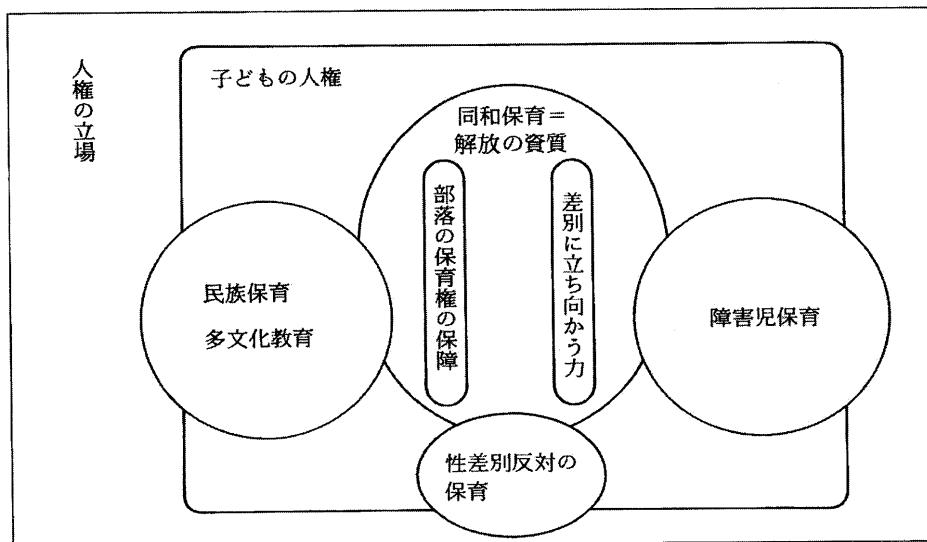


図1 人権保育論の構造
(玉置哲淳『人権保育のカリキュラム研究』より引用)

での人権保育論の構造を明示している。

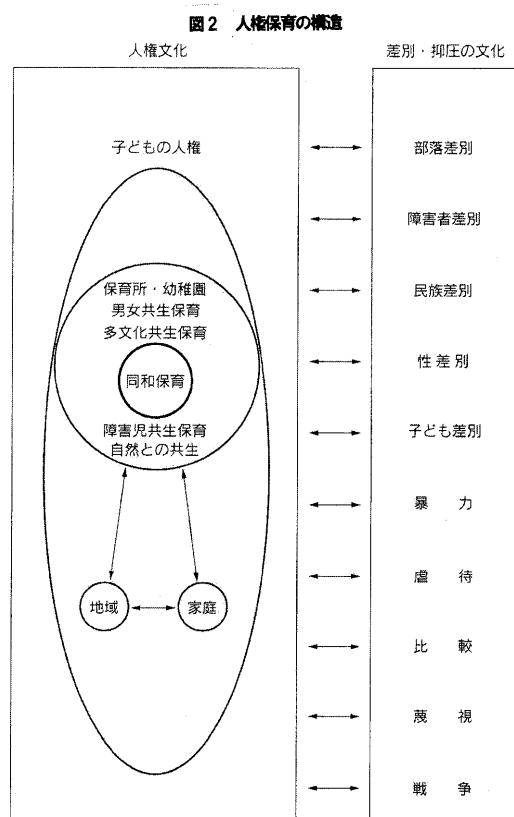
人権保育の四つの立場の「第一に、同和保育そのものが人権教育であるという視点」から、その保育が普遍的な人権と反差別の追求につながっていると指摘する。第二の人権保育論として、同和保育と障害児保育、民族保育などとが「反差別」という共通項があり、その内的結合の立場から人権保育論としての反差別人権保育論を提起する。第三の立場として、人権保育の概念を同和保育、障害児保育、民族保育などの全体を総称する上位概念として考える人権保育論である。第四の人権保育論の立場として、子どもの人権を基底にして構想する人権保育論である⁶⁾。

玉置の人権保育論の構造とも関連して、堀正嗣は図2のように、人権保育の構造を示している。

堀は、人権文化と差別・抑圧の文化を対峙させ、後者の文化を克服し、前者の人権の文化を意識的に構築することの重要性を主張する。そして、幼稚園・保育所における人権保育を「図柄」とすれば、その「地」となる背景には地域、家庭での子どもの生活を支える子育て支援とが密接に連関していることを指摘している。

そのことをふまえて、人権保育の構造を次のように言及している。

人権保育の核としての同和保育があります。同和保育では、部落の子どもの育つ権利の保障と人



権を大切にする知識、態度、スキルを育てようとしてきました。そして、同和保育と一部交わりながらも独自のものとして障害児共生保育や多文化共生保育、民族保育、男女共生保育、平和保育、自然との共生などがあります。その他にも様々な人権に関わる保育内容が相互に重なりあいながら、構造的に存在しています。その総体が人権保育です⁷⁾。

両者の人権保育の構造について、子どもの人権をベースにして人権保育を構想している点において基本的には同じものである。しかしながら、玉置の人権保育の構造において、「反差別」にバイアスがかかっているのに対して、堀のそれは「共生」に重点が置かれているといえよう。それは相対立するものではなくて、一方で現実に人権侵害が絶えず起こっている状況の中で、反差別の保育に徹底的に取り組むことが必要であることは言うまでもなかろう。他方において、「自立と共生」の関係を紡ぎだしていく人権保育の構築が社会的に要請されている。その両者を織りなしていくとともに、地球市民としてグローバルに人権教育・保育問題を考え、地域住民としてローカルにその問題の解決に向けて行動していくというグローカルな立場からの人権保育のあり方が、『人権の世紀』を創造していくこうとする21世紀の今日において問われている。

2-5 人権保育の基本理念とは

前述した「人権教育のための国連十年」の国連決議に基づいて、「国連人権教育の十年行動計画」が採択された。その行動計画において、人権教育を「教育・研修・宣伝・情報提供を通じて、知識や技能(スキル)を伝え、態度を育むことにより、人権文化を世界中に築くとりくみ」と定義している。つまり、人権教育の目的として、人権という普遍的文化を世界中に築く取り組みを行い、その人権文化で世界中を満たしていこうということである。

その理念を保育の分野で具体的に明らかにするために、人権保育の基本理念が問われてくる。そこで、どのような子どもに育てたいのか、育ってほしいのかということと関わって、その理念について検討していくことにしよう。

第一点として、子どもが内在的にもっているエンパワメントをサポートするとともに、個性を開花させ自己実現を図れる子どもを育てるということが挙げられる。

そこでいうエンパワメントについて、森田ゆりは次のように定義づける。

エンパワメントとは「力をつけること」ではない。ましてや女性だけが力をつけることでもない。それは人と人との関係のあり方だ。人と人の生き生きとした出会いの持ち方なのである。おとなと子ども、女と男、女と女、わたしと障害者、あなたと老人、わたしとあなた、わたしとあなたが互いの内在する力にどう働きかけあうかということなのだ。力のある者がないものにそのパワーのおすそ分けをするのでもない。持てる者が持たざる者にあげる慈善行為でもない、お互いがそれぞれ内に持つ力をいかに發揮し得るかという関係性なのである⁸⁾。

私たちの社会は一方では、堀の指摘する「差別と抑圧の文化」にまみえている。その中の「人ととの関係のあり方」とは、閉ざされた非対称的な関係のあり方にゆがめられているといえる。それに対して、おとなと子ども、子ども同士が開かれた対称的な関係のあり方へと、内面に取り込まれた「差別と抑圧の文化」を乗り越え、「それぞれ内に持つ力をいかに發揮し得るかという関係性」をつくっていくことこそが問われてくる。子ども一人ひとりがそのような関係性をつくりかえる基礎的資質、解放の資質及び主体的力量を身につけるように、保育者、保護者、地域住民が協力しあって支援していくことが大切である。

個性の開花と自己実現について、それぞれの子どもが自分らしさを大切にして生きていく「内に持つ力」を育もうとするということが重要である。それに対して、立ちはだかる困難な状況をつくりかえようとする行動のプロセスにおいて、自分の中にひそむ多様な可能性をもつ自分というものに出会い、そのような自分を発見し、十分に發揮していくものとしての自己実現が図られるのではないだろうか。

その基本理念の第二点として、一人ひとりの子どもの自尊感情（セルフ・エスティーム）を育み、お互いの人権を尊重する気持ちをもつことができる子どもを育てることに求められる。自尊感情とは、他人の価値を無批判、無媒介に自らの内面に採りいれるのではなく、他者を尊重することに結果としてつながってくるところで、自らの価値を肯定的積極的に認める気持ちを育み、自らを大切にしようとする感情である。そのような自己肯定の気持ちとしての自尊感情は、子どもが周囲のおとなに受け容れられ、認められ、励まされ、信頼されるという経験を通して、培われてくるものである。それだけに、子どもが遊びや生活の経験を通して、子どもにとっての“い

い関係”が広げられるような保育者の適切なサポートに見られる保育実践の積み重ねが重要になってくる。

また、子どもがお互いの人権を尊重する気持ちをもつためには、自分を大切にすることが仲間を大切にすることにつながってくるような広がりと奥行をもつことも必要になってくる。そして、自らの価値観と仲間のそれとは違うところも少なからずあることに気づくことが重要である。その価値観の違いを乗り越え、仲間、ひいては人間を大切にすることにおいて共通する思いがあることを認識することで、価値観を共有することが人権保育の基本理念として大変になってくるのである。

3 人権保育としての「同和」保育

3—1 「同和」保育の前提について

戦後の部落解放運動は、戦前の全国水平社運動の系譜につながる部落解放全国委員会を中心にして立ちあがった。部落解放全国委員会は、差別撤廃の闘争と被差別部落大衆の生活を擁護する闘争を主目的として、その運動を展開していった。とりわけ、オール・ロマンス事件、西川和歌山県議差別発言事件、広島県吉和中学校での教師の差別発言事件などに対して、糾弾闘争を徹底的に行った。しかしながら、三割自治と揶揄されるように、地方自治体による部落の生活実態の改善には自ずから限界があった。そこで、国の責任において、部落問題解決への抜本的な施策を要求する部落解放国策樹立請願闘争へと発展させていった。

1955年には、その委員会を更に大衆運動として発展するために、部落解放同盟に改組した。部落解放同盟は、政府及び地方自治体の政策との緊張関係において、被差別部落大衆の生活の必要に根ざした要求の組織化を積極的に行なった。とりわけ、部落解放国策樹立請願闘争を重点課題として取り組んだ。1961年には、部落解放要求貫徹請願運動として、福岡から東京まで大規模な行進をした。そして、1965年には、政府から同和対策審議会答申（以下、「同対審答申」と略す）を引き出すに至った。

部落解放同盟を中心とした部落解放運動は、政府と国会に対して、同対審答申に盛り込まれた内容の完全実施を要請した。各自治体にも働きかけ、同対審答申の速やかな完全実施の議会決議が行われた。その運動の結果として、1969年には、同和対策事業特別措置法（以下、「特措法」と略す）が制定された。その特措法は、アファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）としての性格を有した事業法で

あり、10年間の時限立法とされた。

その関係で、10年間という期限でもって、住環境を中心とした生活環境、仕事（就労）保障及び「同和」教育などに取り組む部落解放総合十カ年計画がはじまった。その計画は、行政主導の計画ではなく、それぞれの分野の専門家の協力をえながら、被差別部落大衆が自分たちのいのちと暮らしを守り、発展させるといった要求に根ざして、主体的に取り組んだ「人間の街」づくりの計画である。

部落大衆のいのちと暮らしを守る要求として、第一に、暮らしの拠点であり、根拠地ともなる寄り合い（集会）の場として、隣保館（解放会館、現在の人権文化センター）づくりがあげられる。

第二として、被差別部落住民のいのちを守る砦ともいべき診療所づくりの要求がある。前述したオール・ロマンス事件に見られるように、行政闘争を通じて、行政がどのように被差別部落を劣悪な生活環境のままに放置し続けてきたかという行政の不作為行為が自日の下に晒された。その不作為という差別的な施策の結果として、多くの被差別部落大衆が行政の作為行為としての公衆衛生の活動はもとより、医療行為にもほとんど与らず、自らのいのちが脅かされた。私自身のケースワーカーとしての業務の体験からも、トラコーマ（トラホーム）によって光りを奪われた部落の故老と多く関わった。その原因の大半は部落大衆の生活を低位の状態のままにしてきたところにあることはいうまでもない。

第三には、部落の（母）親の仕事を保障することと、子どものいのちを守り、その成長・発達を保障することを同時的実質的に保障することを目的として、保育所づくりの要求がある。

そもそも「同和」保育は、1960年代初頭の「同和」保育所建設運動からはじまった。「同和」保育所づくりを要求する部落の親たちの運動の背景には、次のようなことがあった。

埼玉県の部落の母親たちは、部落差別の結果、殆んどが真冬の寒風吹きすさぶ中を行商でその生活を支えねばならなかった。その母親の背中で子どもは凍え死んでいったという悲しい経験をもっている。

大阪の西成区、浪速区の被差別部落の母親たちは、天井の低い狭い部屋の中に集まってサンダルや靴の革を接着剤ではりつける作業に従事していた。その背中にも子どもがくくりつけられて、夕方になると子どもは母親の乳を吸わなくなると悲しんでいた。部屋中にたちこめる接着剤から蒸発したシンナーを吸い込んで赤ん坊が中毒症状におち入るせいであることに気づかなかつたのである。

たとえ気づいたとしても、正式の雇用証明をもらえない内職に就いているという条件では、役所の窓口で「保育に欠ける」という条件を満しているとは認められず、保育所に子どもを入所させることができないという状態が続いていた⁹⁾。

部落の（母）親たちはその日の暮らしそれ自体が苦しい中で、連日のように市役所の前に赤ん坊を連れて座り込んだ。部落の親たちをしてそうしないわけにはいかなくさせたものとして、差別への強い怒りと深い悲しみがあった。親たちは乳児期からの保育に取り組む保育所を建設するために闘い、地方自治体に保育所建設を約束させるに至った。その後、特措法の下で、「同和」保育所建設運動は燎原の火のように、その広がりを見せたのである。

3—2 「同和」保育から部落解放保育の創造へ

3—2—1 「同和」保育とは何か

1960年代の後半になると、「同和」保育運動が大きなうねりをあげていった。1969年には、大阪同和保育連絡協議会（以下、「大阪同保連」と略す）が設立されるなど、「同和」保育についての組織化が進展していく。1972年の大阪同保連総会において、大阪同保連は「同和保育の目的と内容（視点）」として、次のように「同和」保育について言っている。

同和保育を進めて行くと、同和保育とは、という質問がよく出されます。そのたびに答える人によって、少しずつニュアンスが違ったりします。それは、質問の内容が、同和保育の目的なのか、内容（視点）なのかということになります。しかし両方説明しなければ本当に同和保育を理解したことになりません。なぜなら目的が不明確では、まったく問題にはならないし、また目的が明らかになってもそこへたどりつくための視点が明らかでないと目的も達成されません。従って同和保育とは、部落解放の資質を乳幼児期から養うこと（目的）であります。それではどのようにしてそれを養うか、それは……近代主義を克服し集団主義の視点にたって、集団生活の中で、子供の心情の奥深く根ざした仲間への連帯感を育てねばなりません。科学的合理的な物の考え方と特に人を蔑視するような人権侵害には、きびしくそして仲間への思いやりの気持を培うことであります。したがって同和保育は、けっして特別な保育ではなく、最も民主的な保育であります¹⁰⁾。

どのような子どもに育てたいのか、どのような子どもに育ってほしいのかという保育者の保育観、子

ども観について明らかにしていくことは、保育実践を展開する礎を形づくるものとして重要なことである。ここでは、「同和」保育について、「部落解放の資質を乳幼児期から養うこと」を目的として、集団主義の視点から「仲間への連帯感」を育てる「最も民主的な保育」であると定義づけている。

また、保育という営みをどのように捉えるのかという保育観と関わって、「同和」保育でいう「保育」とは何かについて、大阪同保連はその研究集会において、次のように言及している。

保育所の任務（機能—役割）は、「保護」すなわち、保護者の個人的な保育に代って「集団生活」を軸にした保育をめざし、子どもの発達を部落解放の立場に立って保障していくものです。この「集団生活」の組織化としての保育所の仕事は、家庭保育の補完物の側面をもっていますがそれと共に「家庭保育」「個人保育」でない別の質のものであるところに重要な意味があります。この意味で、「保育所」での「保育」と「家庭」での保育がおたがいに独自の意味・意義をもっています¹¹⁾。

大阪同保連は、「同和」保育でいう「保育」を「保護」と「教育」の統一において捉えている。つまり、保護が教育を、教育が保護を相互に取りもちつつ、集団での生活を機軸にして、総体として捉え返していくことの重要性を提起している。視点を変えてみると、一人ひとりの子どもの要求を皆で満たしていく方向で、集団生活の組織化に取り組むことが保育にとっての大切なものとなってくるといえる。「同和」保育所を含む保育所の役割と機能とは、児童福祉法第24条でいう「保育に欠ける」子どもに対する保育所の措置入所にあるのではない。そうではなくて、親と子どもの権利を同時に保障していくとともに、集団関係づくりとその生活の組織化に求められるのである。

また、保育という営みを育児（子育て）の社会化したものとして捉える立場がある。その立場では、育児とは個々の家庭での役割と機能を分担したものであるという前提に立っている。しかしながら、産育と子育ての社会史を紐解いていくとわかるように、育児とはそもそも社会的なものであり、社会共同の営みであったことは明らかである。むしろ、育児を家庭の機能として封じ込められ、閉ざされてきた過程と状況こそが問題となってくるといえよう。

3—2—2 部落解放保育の創造とは

「同和」保育の取り組みは、1960年代の保育所の建設運動からはじまった。そして、部落の親と子ど

もの必要に応じて、皆保育、乳児保育、長時間保育及び病児保育をはじめとして、保育料の保護者負担の軽減、完全給食、「同和」加配保母の獲得などに取り組むべく、保育条件の獲得のための行政闘争を繰り広げた。例えば、皆保育について、それは母親が働いているかどうかにもかかわらず、被差別部落の子どもすべてが保育所に入所できるといった制度である。その制度を勝ち取った背景には、部落の母親の多くが差別の中で子育ての機会を奪われ、子育てをしたくともそれが困難な状況があり、行政闘争の中でそのような実態こそが「保育に欠ける」状態であると迫り、皆保育を認めさせていったことがある。

1970年代から80年代にかけて、保育条件の整備がなされる中で、「解放の基礎的資質」を育成すべく、同保連を核として、各地の「同和」保育の実践の交流を広げ、深めるとともに、その理論的な面での保育研究の活動が積極的に行われた。ここにおいて、「同和」保育の思想もより一層の深まりをみせた。その保育思想の深化について、1973年の大阪同和保育研究集会（以下、「大阪同保研」と略す）の基調提案の中で、「二十四時間保育の思想と保育者集団の形成」の問題が次のように提起された。

「同和」保育の場合、部落を解放しようとする目的をもって、部落の場合は、「部落」の保育所で実施されるのですから、そこでの保育目標なり、「子ども像」をつくり出していく作業は、保育所職員、保護者、嘱託医、学校の先生、部落解放同盟の人達を混じえた集団（私達は、これを保育者集団と呼びます）の中でなされなければなりません。同時に、保育目標なり「子ども像」ができると、それに向っての保育実践が、保育所の一人一人の子どもについて、二十四時間のカリキュラムがつくられ、それにもとづいた各パートでの任務分担が明らかにされなければなりません。こういう作業が地域教育計画として立てられ、0才から小、中、高、大と一貫した部落解放の教育計画として樹立されるのです¹²⁾。

大阪同保研の基調提案の中で提起された二十四時間保育の思想とは、家庭、保育所及び地域という場を包摂して、子どもの（個別及び集団での）生活の組織化をはかっていき、解放の資質を育てていこうというものの見方、考え方、感じ方を指したものである。その考え方には、二十四時間の保育計画（カリキュラム）をどのようにして、どこまで創造していくのかといったこととも深く関わっている。さらには、「0才から小、中、高、大と一貫した部落解放の教育計画」の中にその思想が組み込まれていくとい

うものであった。つまり、家庭、保育所及び地域がその違いを認めあって共に“いま”を生きられる空間をどうつくりだすかという空間的共時性の問題と、乳児、幼児、児童、生徒などとよばれる各年齢の子どもの成長・発達という時間軸に即した通時の共生の問題を提起した。

この「二十四時間保育の思想と保育者集団の形成」の基調提案を契機にして、「同和」保育の思想が形づくられていった。つまり、当時の「保育所保育指針」に見られる「保護と教育」機能の要素から構成されるこれまでの保育観に基づく保育のあり方から、部落解放の資質と「豊かな感性」の形成を目的意識的に図っていくといった部落解放保育の創造の地平を切り拓いていこうとしたのである。

3—2—3 「同和」保育の原則を再考して

1975年に開催された大阪同保研の集会では、「同和」保育を進めていくうえでの活動課題として、次の四点があげられた。

- ① 子どもの二十四時間の生活の組織化
 - ② すべての子どもの発達保障
 - ③ 保育労働者と女性解放の視点
 - ④ 同和保育運動をすすめていく仲間との連帯
- この中で、①の「子どもの二十四時間の生活の組織化」の重要性については、すでに言及したので、ここでは割愛する。ここでは、②の「すべての子どもの発達保障」について考えていくことにしよう。そのことについて、その基調提案の中で次のように指摘した。

保育=教育であり、それは子どもの発達権の保障であるという観点にたつ時、部落差別の中で生まれ、部落差別の中で育つ子どもは全て「保育に欠ける」といえます。「同和」保育の運動を通じ(特に教育権保障、集団主義思想の確立等の目標をもって)皆保育の実現をめざして各地で運動がすすめられてきました。このことによって、乳児保育、病児保育、「障害児」保育の運動も広がってきていました。しかし、差別選別体制を固定化する分断政策を貫徹するためにそれらの実現を拒む行政と「子どもがかわいそうだ」「親の恥だ」といった根深い住民側の考え方とがあいまって、全ての子どもの発達権を保障する保育を実現するためには、組織的な闘いがなければなりません¹³⁾。

保育とは教育であり、子どもの発達権の保障であると捉える際に、そこでいう発達権とは何かについて検討していく必要がある。発達権という考え方には、第一のカテゴリーの人権としての（市民的）自

由権、第二のカテゴリーの人権としての社会的生存権を前提とした新たな基本的人権の考え方である。それは、第三のカテゴリーの人権のひとつとして位置づけられるものである。その発達権でいう発達とは、完成された状態に向かって共時的に変化し、価値的に高いものに向かおうとする完態の過程である。もっとも、発達という考え方を無条件、無媒介に人間のあり方にあてはめると、その発達が困難な子どもにとって、マイナスのバイアスがかかりかねないのである。むしろ発達権及び発達概念をその積極面と消極面の両義性において捉え返していくことが必要ではないだろうか。

その大阪同保研の集会の基調提案の中で、解放の資質を養っていくための指標として、(1) 健康な身体と体力の保障 (2) 基本的な生活習慣の確立 (3) 高い知的能力 (4) 部落解放の思想、が打ち出された。

それらの指標が実践的理論的に深まりをみせるのが、1976年にもたれた大阪同保研の集会においてであった。その大会の基調提案の中で、「同和」保育の取り組みの10年の総括をふまえて、それらの指標を日々の保育に生かすための原則を次のように打ち出した。

- ① 集団主義の原則
- ② 能力主義の克服の原則
- ③ 自然成長論の克服の原則
- ④ 生活と労働の結合の原則
- ⑤ 遊びと表現の重視の原則
- ⑥ 差別の現実から深く学ぶという原則

それら四つの指標と六つの原則に基づいて、二十四時間の生活の組織化の視点に立って、「どのような子どもに育てたいのか」というくめざす子ども像の統一¹⁴⁾を明らかにし、保育者集団がそれを共有すべく、その後の同保連の集会においてその問題を提起していった。ここにおいて、部落解放をめざす生き方を身につける子どもに育てるという「同和」保育の原点が問い合わせ直され、その保育思想が一層深められてきた。そして、1980年代以降今日に至るまで、障害児保育や民族保育などが積み重ねてきた反差別の保育実践を視野に入れながら、「同和」保育の実践は差別と闘う人権保育としての広がりと深まりをみせてきた。その意味で、「同和」保育は人権保育の中でも重要な位置を占めるとともに、パイオニアとしての役割を果たしてきたのである。

【注】

1) 堀真一郎、滝内大三編『教育の名言』黎明書房、76頁、1989年。

- 2) 文部省の作成した『同和教育資料』にある「幼稚園における同和教育に関する配慮事項について」の全文について、下記の参考資料において載せるので、それを参照されたい。
- 3) 厚生省児童家庭局保育課の『「人権を大切にする心を育てる」保育についての留意点』という文書の全文についても、下記の参考資料に掲載するので、文部省の『同和教育資料』と併せてそれを参照されたい。
- 4) 「同和」という用語は、戦前、戦中において、天皇の赤子としての「同胞一和」「同情融和」を意味するものである。その点から照らしあわせて、部落解放を進めていく側が、その解放の意味あいをもっている場合、その用語を括弧で括ってきた経緯がある。その理由から、本稿において、原則として括弧書きで表記していくことにする。
- 5) 世界大戦ではなくて、世界戦争と表記した理由については、次の通りである。大戦とは、戦争を行った勝者がその大国主義にねざして、戦争を合理化し讃美する際に使われ、来るべく戦争への勝利を高々と宣言するという意味あいで使われてきた。その勝者だからといって、戦争の加害から免れることはできず、戦争は人類への犯罪であり、最大の人権侵害であるという理由から、そのように表記する。
- 6) 玉置哲淳『人権保育のカリキュラム研究』明治図書、77~80頁、1998年。
- 7) 鈴木祥蔵・堀正嗣編著『人権保育カリキュラム』明石書店、40頁、1999年。
- 8) 森田ゆり『エンパワーメントと人権』解放出版社、14頁、1998年。
- 9) 鈴木祥蔵「『同和』保育の展開」関西大学文学部教育学科編『教育科学セミナリー』36頁。
- 10) 大阪同和保育連絡協議会編『部落解放保育の創造—大阪同和保育研究集会報告集』22頁。
- 11) 大阪同和保育連絡協議会編『部落解放保育の創造—大阪同和保育研究集会報告集』14頁。
- 12) 大阪同和保育連絡協議会編『部落解放保育の創造—第2集・上巻』2~3頁。
- 13) 大阪同和保育連絡協議会編『部落解放保育の創造—第3集・保育運動編』4頁。
- 典文学 第24卷 中世評論集 歌論・連歌論・能楽論』角川書店、1976年。
- 4) 渡辺淳一『秘すれば花』サンマーク出版、2001年。
- 5) 厚生省『保育所保育指針』フレーベル館、1999年。
- 6) 『幼稚園教育要領・保育所保育指針』ひかりのくに、2000年。
- 7) 石井哲夫・待井和江編『改訂 保育所保育指針全文の読み方』全国社会福祉協議会、1999年。
- 8) 仲田直『「人権を大切にする心を育てる」保育』阿吽社、1995年。
- 9) 許斐有『子どもの権利と児童福祉法』信山社、1996年。
- 10) 玉置哲淳『人権保育とは何か?』解放出版社、1991年。
- 11) 堀正嗣編著『子ども・権利・これから』明石書店、2001年。
- 12) 曾和信一『増補改訂 人権教育としての「同和」教育と多文化教育』明石書店、2004年。

【参考資料】

- 1) 幼稚園における同和教育に関する配慮事項について(「同和教育資料」1987年7月／文部省発行) 同和対策審議会答申(昭和四十年八月十一日)、地域改善対策協議会意見具申(昭和五十九年六月十九日)にも指摘されているとおり、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である。この問題の解決のために、学校教育の場にも十分な機能を果たすことが期待されている。文部省では、これを踏まえ、学校における同和教育の推進に資するため、学校教育関係者に対し「同和教育資料」を通知して、その普及、徹底を図つており、特にその中で「同和教育の推進について」の方針を示しているところであるが、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に基本的人権の尊重の精神の芽生えを育むことは、幼児のその後の成長にとって重要であることにかんがみ、幼稚園における同和教育に当たっては、次のような点に配慮する必要がある。

- ① 幼児期は、発達が未分化で個人差が著しい時期であり、各々の幼児の発達状況に応じた教育を行うことが大切である。このため、一人ひとりの幼児の状況を十分に把え、その多様な教育課題を明らかにして、調和の取れた全人的発達の基礎を築くことに努める必要がある。
また同時に、一人ひとりの人格が尊重される集団

【参考文献】

- 1) 本田和子『子ども100年のエポック』フレーベル館、2000年。
- 2) 西阿弥著(野上豊一郎・西尾実校訂)『風姿花伝』岩波文庫、1990年。
- 3) 福田秀一、島津忠夫、伊藤正義編『鑑賞 日本古

の中でこそ子供の能力や個性が發揮されることを踏まえ、一人ひとりが人間を尊重する気持ちを持つてのような、差別を生まない人間関係づくりを進めなければならない。

- ② また、幼児は周囲の環境から受ける影響が大きく、幼稚園においては、各々の幼児の生活環境を十分に把握しつつ、適切な指導を行うことが必要である。特に、同和地区の幼児を対象に含む幼稚園においては、幼児の家庭・地域環境、生活状況等の状況や差別の背景を十分に把握し、積極的に家庭・地域や小学校等関係諸機関との連携を図り、地域全体の力で心身ともに健全な、差別を生まない子供が育成されるよう努める必要がある。
- ③ その際、特に幼児の健康、基本的生活習慣・技能、社会性、言語の発達など、日常生活の基礎的な事項について、幼児が十分身につけることができるよう配慮するとともに、将来にわたってすべての幼児が、思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、互いの人格を尊重し合える人間として自立することができるよう努めることが必要である。
- ④ 幼稚園においては、同和問題についての正しい理解と認識を形成し、全教職員が密接に連携・協力する体制をとり、幼児の生活経験に即した指導を行うことができるよう教育課程を編成し、これを個々の幼児の実態に沿って十分に展開する必要がある。なお、教育課程の編成に当たっては、差別を生まない人間を育てる観点を踏まえ、教材や遊びの内容等の選定に十分配慮しなければならない。
- ⑤ 幼稚園において、これらの点を踏まえた適切な指導が行われるよう、教職員は同和問題についての正しい理解と認識を深める等の必要な研さんに努める必要があり、設置者においてはその機会の確保に一層努めることが必要である。

2) 「人権を大切にする心を育てる」保育についての留意点（平成9年4月1日／厚生省児童家庭局保育課）

- 1 保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであるので、家庭や地域社会との連携を密にして、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意するとともに、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目指して保育を行うこと。
- 2 乳幼児期は、心身の成長・発達が著しく、一人

一人の子どもの個人差が大きいので、保育に当たっては、発達の過程や生活環境など子どもの発達の全体的な姿を把握し、一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意して保育を行うこと。

特に、家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについては、その家庭及び地域の実態を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、家庭との密接な連携のもとに、子どもの健康、基本的生活習慣、社会性や言葉の発達など日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行うこと。

- 3 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も人を愛し、信頼していくようになること、すなわち、大人との相互作用の中で、人への信頼感と自己の主体性を形成することができることを踏まえ、人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指して保育を行うこと。
- 4 一人一人の人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が發揮されることを踏まえ、一人一人が人間を尊重する気持ちを持つてような、差別を生まない人間関係づくりに努めるとともに、すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異なった文化を持った人達と共生できる人間として、自立できるよう保育すること。
- 5 人権を大切にする心を育てる保育を適切に行うため、保育所の職員は、あらゆる場を通じて、同和問題、障害者、外国人などの人権問題について正しい理解と認識を深めるなど必要な研鑽に努めること。

—2006.2.16 受稿、2006.3.3 受理—